

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

久留米市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設のクーリングシェルターとしての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となるクーリングシェルター）

第3条 この協定の目的となるクーリングシェルター（以下「対象施設」という。）の名称、所在地及び対象施設における住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

（開放可能日等）

第4条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、別表に掲げるとおりとする。

（施設の管理）

第5条 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定めるクーリングシェルターの基準に適合するよう、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。なお、クーリングシェルターの基準は、次のとおりである。

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 福岡県を対象とする熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放できること。
- (3) 供用部分について、必要かつ適切な空間を確保すること。

2 甲は、対象施設の供用部分について、クーリングシェルターとして住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報発表時の対応）

第6条 甲は、福岡県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに乙に伝達するものとする。

- 2 乙は、熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第4条に定める開放可能日等において、供用部分を一般に開放するものとする。
- 3 前項に基づく対象施設の利用者に係る対応とそれに伴う費用負担は、乙において行うものとする。
- 4 乙は、対象施設について、次のとおり運用する。
 - (1) 供用部分の冷房設備は、適切に維持管理し、設定温度は、対象施設の利用者が快適に過ごせる温度とする。
 - (2) 供用部分について、無料で利用できることとし、受入可能人数に応じて、1人あたりの空間を適切に確保するとともに、休息できる椅子・ソファ等を配置する。(既設のもので可)
 - (3) 対象施設の利用者の熱中症予防のための飲食について、各施設の運営の範囲で可能とする。
 - (4) 対象施設の利用者に対して、過度な勧誘や不当な営業を行わない。
 - (5) クーリングシェルターであることがわかるよう掲示等を行う。
 - (6) 第1号から第5号の規定以外の事案については、各施設の運営の範囲で対応するものとする。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第7条 乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第4条に定める開放可能日等において供用部分を一般に開放するよう努めるものとする。

- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日からその日以後に最初に到来する3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(指定の取り消し)

第9条 甲は、対象施設が廃止されたとき並びに対象施設が気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定めるクーリングシェルの基準に適合しなくなったとき並びに対象施設をクーリングシェルターとして適切でないと判断したときは、対象施設の指定を取り消すものとする。

- 2 前項の規定により指定を取り消したときは、前条の規定にかかわらず、本協定の効力は無効とする。

(協議)

第 10 条 乙は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

2 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

福岡県久留米市城南町 1 5 番地 3

甲 久留米市

久留米市長 原口 新五

住所

乙 氏名

別表

対象施設の概要等について

対象施設	名称		
	住所		
	開放可能日 及び時間帯	曜日	
		時間	
		特記事項	
	受入可能人数		
	供用部分の概要		
対象施設管理者	所属部課		
	役職名		
	氏名		